ＰＦＣアドバイザー認定資格の知識・技能レベルのめやす

青少年ペンフレンドクラブ基本規約の第１６条７項にある「ＰＦＣアドバイザーの指導レベル及びその認定方法」は下記のとおりです。

１　ＰＦＣアドバイザー（初級）

項目	内容
初級資格条件	ＰＦＣ事務局主催の「ＰＦＣアドバイザー研修」を受講し、委嘱状を受領している。
期待する知識・技能レベル	⑴ ＰＦＣアドバイザーとして必要な知識・技能について修得している。 ⑵ 本社、支社及び郵便局主催の手紙ワークショップ、ＰＦＣ会員活動交流会において講師を担当することができる。

２　ＰＦＣアドバイザー（中級）

項目	内容
資格申請条件	次の条件をともに満たす会員は、中級認定資格審査の申請を行うことができる。 ⑴ 「ＰＦＣアドバイザー研修の委嘱状」の委嘱月日から６か月が経過している。 ⑵ 本社、支社及び郵便局主催の手紙ワークショップ、ＰＦＣ会員活動交流会等において、申請年月日を起算日として、直近１年間で２回以上の講師を経験している。 （参考）日本絵手紙協会、地球・絵手紙ネット協会、ＮＰＯ法人、手紙関連団体等の講師としての認定資格を得て、申請年月日を起算日として、直近１年間で２回以上の講師の実績経験のある方は、⑵項の講師実績に含まれる。
期待する知識・技能レベル	⑴ ＰＦＣアドバイザーとして必要な知識・技能について修得している。 ⑵ 本社又は支社主催の手紙ワークショップ、ＰＦＣ会員活動交流会、ＰＦＣアドバイザー研修会のほか、公民館、図書館、地方自治体等において講師を担当することができる。
中級認定資格審査会申請・合否判定手順	⑴ 中級認定資格審査会は年４回実施することとし、審査を受けようとする会員は、毎年度４月、７月、１０月及び１月の各末日までに、ＰＦＣ事務局に別紙１の「中級認定資格審査申請書」及び指定のレポートを提出すること。 ⑵ 同審査会は、郵便事業株式会社の担当部長、課長、社員２名及び全文教関係者２名が書類審査により合否を決定する。 ⑶ 同審査会は締切後、１か月以内で終了し、申請者に対して合否の判定を直接通知する。また、合格者はＰＦＣＷｅｂに掲載する。

３　ＰＦＣアドバイザー（上級）

項目	内容
資格申請条件	次の条件をともに満たす会員は、上級認定資格審査の申請を行うことができる。 ⑴ 中級の認定取得日から３か月が経過している。 ⑵ 本社、支社及び郵便局主催の手紙ワークショップ、ＰＦＣ会員活動交流会、ＰＦＣアドバイザー研修会において、申請年月日を起算日として、直近１年間で２回以上の講師を経験している。 （注：他の講師実績は上級の申請実績として含めない）
期待する知識・技能レベル	⑴ 主としてＰＦＣ及び手紙指導に必要な知識・技能・経験を有し、参加者に指導・伝授することができる。 ⑵ 本社又は支社主催の手紙ワークショップ、ＰＦＣ会員活動交流会、公民館、図書館、地方自治体のほか、学校などの教育機関（学級単位や全校）などにおいて講師を担当することができる。
上級認定資格審査会申請・合否判定手順	⑴ 上級認定審査会は年４回実施することとし、審査を受けようとする会員は、毎年度４月、７月、１０月及び１月の各末日までに、ＰＦＣ事務局に別紙２の「上級認定資格審査申請書」及び指定のレポートを提出すること。 ⑵ 上級認定審査会は、郵便事業株式会社の担当部長、課長、社員２名及び全文教関係者２名が書類による一次審査を行い、その結果を申請者に対して直接通知する。 ⑶ 一次審査の有効期間は、通知年月日から２年間とする。 ⑷ 一次審査を通過した場合、申請者はＰＦＣ事務局が指定する本社、支社及び郵便局主催の各種イベント等におけるワークショップの講師を担当し、そのワークショップ中に技能を中心した二次審査を受ける。 ⑸ 二次審査を終了した場合、その結果を判定し、２か月以内に申請者に対して合否の判定を直接通知する。また、合格者はＰＦＣＷｅｂに掲載する。

改正実施日：平成２２年９月１日（水）